

令和6年度 移住・定住・交流推進支援事業実施要綱

第1 趣旨

一般財団法人地域活性化センター（以下「センター」という。）は、一般財団法人全国市町村振興協会の助成金等を財源に、地方が都市住民等を受け入れる移住や定住の推進、交流人口の増加等につながる地域交流の推進により、地域を活性化することを目的として、市町村等、またはNPO、ボランティア団体、各種協議会、商工会議所等（以下「地域団体等」という。）が、自主的・主体的に実施する移住・定住・交流を推進する事業に対する支援を行うため、移住・定住・交流推進支援事業を行う。

なお、この支援事業は、市町村振興宝くじ（サマージャンボ宝くじ）の収益金の交付を受けて行うものである。

第2 助成対象団体

助成対象団体は、次の各団体とする。

- (1) 市町村（特別区を含み、指定都市（地方自治法第252条の19第1項）を除く。以下同じ。）
- (2) 広域連合、一部事務組合及び地方自治法の規定に基づき設置された協議会

第3 助成対象事業

- 1 助成対象事業は、都市住民等の移住・定住・交流の推進や住民同士の交流を推進することにより、地域を活性化する事業とし、次の基準に適合するものとする。
 - (1) 助成対象団体、もしくは地域団体等が自主的・主体的に実施するものであること。
なお、計画策定のみに係る事業については対象外とする。
 - (2) 助成終了後の事業展望が明確であり、持続性・発展性のある事業と認められるものであること。
 - (3) 他に国の補助金の交付を受けていないこと。
- 2 助成対象事業は、令和6年4月1日から令和7年1月末日までに実施する事業とする。

第4 助成対象経費

助成対象経費は、助成対象団体が実施する事業費、または事業を実施する地域団体等に対して助成対象団体が行う補助に要する経費とする。

第5 助成金

- 1 助成金の額は、別表の第1欄に定める事業区分の別に、同表第2欄に定める金額を上限とする。
- 2 助成金の額は、助成対象経費の100%以下とする。
- 3 助成金の額に1,000円未満の端数があるときには、助成金の額は、当該端数の金額を切り捨てた額とする。

第6 助成の申請手続

この要綱による助成を受けようとする市町村の長、広域連合の長、一部事務組合の長又は地方自治法の規定に基づき設置された協議会の長（以下「助成対象団体の長」という。）は、都道府県知事を経由して、一般財団法人地域活性化センター理事長（以下「理事長」という。）に、令和6年1月19日までに助成申請書（様式第1号）を提出するものとする。

第7 助成の決定等

- 1 理事長は提出された助成申請書の内容を審査し、助成する事業及び助成金の額を決定するものとする。
- 2 前項により、助成を決定した場合、理事長はその結果を都道府県知事を経由して助成対象団体の長に通知するものとする。

第8 事業内容の変更等

助成対象団体の長は、助成対象事業について、その内容を変更する必要が生じた場合又はやむを得ない事情により中止する場合には、変更・中止承認申請書（様式第4号）により、その理由と内容を、都道府県知事を経由して理事長に提出し、事前にその承認を受けるものとする。

第9 実績報告

助成対象団体の長は、助成対象事業の完了日から起算して1月を経過した日又は令和7年2月20日のいずれか早い日までに、都道府県知事を経由して理事長に実績報告書（様式第5号）を提出するものとする。

第10 助成金の交付

理事長は、実績報告書を受理した後、交付すべき助成金の額を確定し、その旨都道府県知事を経由して助成対象団体の長に通知するとともに、助成対象団体の長に助成金を交付するものとする。

第11 その他

この要綱に定めるもののほか、この事業の実施のために必要な事項は、別に定める。

別表（第3・第5関係）

1 事業区分	2 助成金の上限
ア 一般事業	1件につき 2,000千円